

平成 年 月 日

免許状更新講習受講免除の職に関する協議について

大阪府教育委員会 様

法人住所

法人名称

代表者氏名

印

下記の学校法人で規定する職については、免許状更新講習の受講免除の職に該当する職であるため、協議します。

学校教育法上の職	学校法人で規定する職	備考
<p>校長（園長） 副校長（副園長） 教頭 主幹教諭 指導教諭</p> <p>学校法人で規定する職が該当する職にチェックしてください。</p>	<p>職名 ()</p> <p>職を規定する学則等の名称 ()</p> <p>学則等の該当部分を添付してください。</p> <p>受講免除の職に該当する理由</p> <p>[]</p>	<p>理由の例</p> <ul style="list-style-type: none">・規定内容が学校教育法と同等・管理職手当を支給 等 <p>認めがたい場合の例</p> <ul style="list-style-type: none">・職について規定していない場合・教諭と変わらない雇用形態の立場で、先輩教諭として主任等の呼称とされている場合

担当者連絡先

所属等

担当者名

電話番号

【参考】

文部科学事務次官通知「学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」（平成19年7月31日付け19文科初第536号）（抜粋）

第二 留意事項

第5 副校長等の職の設置に関する事項について

- 1 今回の改正は、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長（幼稚園においては、副園長。以下同じ。）主幹教諭、指導教諭を置くことができることとしたものであること。

副校長等は、任意に設置することができる職であり、その設置については、学校や地域の状況を踏まえ、適切に判断されるものであること。

- 2 新たに設置される職の職務等については、以下のとおりであること。

副校長

副校長の職務が、校長（幼稚園においては、園長。以下同じ。）から命を受けた範囲で校務の一部を自らの権限で処理することができるものであること。一方、教頭の職務は、校長を助けることの一環として校務を整理するとどまるものであること。

なお、副校長も授業などの具体的教育活動を行い得るものであること。ただし、副校長が児童生徒の教育をつかさどる場合には、各相当学校の教諭の相当免許状を有している必要があること。

副校長と教頭を併せて置く学校においては、教頭は校長及び副校長を補佐する立場にあること。

主幹教諭

主幹教諭の職務が、命を受けて担当する校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理し、他の教諭等に対して指示することができるものであること。一方、主任は、教諭等をもって充てるものであり、その職務は、校長の監督を受け、担当する校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるものであること。

指導教諭

指導教諭は、学校の教員として自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態等を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導、助言を行うものであること。一方、指導主事は、教育委員会事務局の職員として当該教育委員会が所管する学校全体の状況を踏まえ、各学校の校長や指導教諭も含めた教員を対象として、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、指導、助言を行うものであること。

- 3 副校長等の任用に当たっては、適切な選考を実施し、それぞれの職にふさわしい者を任用すること。また、選考の基準を要綱等で定め、公表することなどを通じて、適正かつ公正な選考が行われるよう努めること。
- 4 副校長等の職が適切に機能し、各教職員の適切な役割分担と協力の下で教育活動や校務運営が円滑かつ効果的に行われるよう、適正な校務分掌を整えること。
- 5 副校長等の新たな職の設置に当たっては、平成19年3月29日の中央教育審議会答申「今後の教員給与の在り方について」を踏まえ、各地方公共団体等において、その適切な処遇について検討を行われたいこと。
- 6 教育公務員特例法第13条第1項により、公立幼稚園の園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「幼稚園教員」という。）の給与については、条例に基づきその職務と責任の特殊性にふさわしい給料表が適用されるべきものであり、また同条第2項により幼稚園教員は義務教育等教員特別手当の支給対象者となっている。さらに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条により、幼稚園教員（校長、副校長及び教頭を除く。）実習助手及び寄宿舍指導員に対しては教職調整額を支給しなければならないこととされている。

各都道府県においては、設置する学校の幼稚園教員について上記の給与上の措置を適切に講ずるとともに、給与上これらの措置が講じられていない市町村に対して、幼稚園教員の給与制度に則り、十分な指導をされたいこと。